# 第4章 適切な休養日の設定

## 休養日及び活動時間の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、県教育委員会では、以下の基準を平成30(2018)年9月4日に方針の中で定めました。

# 【栃木県運動部活動の在り方に関する方針】

#### ア 休養日

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える)。
- 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 大会(中学校体育連盟・高等学校体育連盟・高等学校野球連盟等主催)前において、 基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の 身体的な疲労などに留意することにより、長期間連続して活動することがないようにする。

#### イ 活動時間

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む) は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 朝練習を行う場合には、運動部顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、 目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分 配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減 らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- ※「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成 29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されています。

## 【ポイント】

高等学校は、中学校に比べて多様な教育が行われていること、高校生は自ら選択した高等学校に、入学者選抜を経て進学していること、中学生より心身が発達していることなどを踏まえ、地域・学校、競技種目等に応じた多様な形で運動部活動を適切に実施しましょう。